

島 広 報 甲 第 1 9 6 号  
令 和 6 年 3 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

|      |     |
|------|-----|
| 保存期間 | 5 年 |
|------|-----|

島 根 県 警 察 本 部 長

島根県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領の制定について（例規通達）

島根県警察におけるソーシャル・ネットワーキング・サービスの運用については、島根県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領の制定について（平成24年7月10日島広報甲第784号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により実施しているところであるが、この度、新たに別添のとおり「島根県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領」を制定し、令和6年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規通達は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

## 別添

### 島根県警察ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトをいう。以下「SNS」という。）を活用した広報広聴活動を適正かつ効果的に推進するため、島根県警察における広報及び広聴実施要領の制定について（平成12年6月26日島総甲第190号本部長例規通達）に定めるもののほか、SNSの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 運用体制

##### 1 総括管理者

警務部広報県民課（以下「広報県民課」という）に総括管理者を置き、警務部広報県民課長をもって充てる。

総括管理者は、島根県警察におけるSNS業務を総括管理するものとする。

##### 2 運用責任者

運用責任者は、SNSを運用する所属（以下「運用所属」という）の長をもって充てる。

運用責任者は、SNSによる発信内容の確認及び管理を行うものとする。

##### 3 運用担当者

SNSによる情報発信を担当する者として、運用所属に運用担当者を置き、運用責任者が指定した者をもって充てる。

なお、複数の所属が同一のアカウント（SNSを利用するための利用者権限のことをいう。以下同じ。）で発信する場合は、当該複数の所属にそれぞれ運用担当者を置くものとする。

#### 第3 SNSの運用

##### 1 運用開始の手続

所属長は、当該所属の所掌事務に関する広報をより効果的に行うため、必要性を認めた場合は、SNSの公式アカウントを取得し、情報発信に利用することができる。この場合において、当該所属長は、事前に総括管理者を経由して警察本部長の承認を受けるものとする。

##### 2 広報県民課広報室長の役割

広報県民課広報室長は、運用所属がSNSで発信しようとする情報について、必要に応じて当該所属と協議及び調整を行うとともに、指導又は助言を行うものとする。

##### 3 運用指針の策定及び公表

SNSを利用した情報発信を行うに当たり、運用責任者は、あらかじめ次に掲げる事項を明確にした運用指針を策定するとともに、島根県警察インターネット・ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）にSNSの運用を開始した旨及び当該運用指針を掲載するものとする。

S N S を利用した情報発信を行う目的  
利用する S N S の種類  
S N S を利用して行う情報発信の内容  
S N S の利用方法（担当所属、禁止事項等）

#### 第4 運用上の留意事項

運用責任者及び運用担当者は、情報発信に当たり、次に掲げる事項に留意すること。

- 1 警察職員としての自覚と責任を持ち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）を始めとする関係法令及び島根県警察職員の服務に関する訓令（平成10年島根県警察訓令第24号）を遵守し、不適切な内容を発信しないこと。
- 2 あらゆる警察事象を多角的に捉え、S N S の持つ即時性、双方向性等の特性を十分に生かした広報広聴活動の推進に努めること。
- 3 発信した情報に対する意見又は質問に対し、返答を行うか否かをあらかじめ決定しておくこと。
- 4 第三者によるなりすまし（他の利用者のふりをして、インターネット上のサービスを利用することをいう。）等を防止するため、次の措置を講ずること。

URL 短縮サービス 本来のURL（ウェブサイトのアドレスのことをいう）を分からなくするサービスをいう。）は、原則として使用しないこと。

利用しているS N S の公式アカウントのプロフィール欄に県警ホームページのURL又は所属のホームページのURLを記載すること。

公式アカウントにおいて、他の利用者の投稿の引用又は第三者が管理若しくは運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿又はページの内容を本県警察が承認するものとして受け取られる可能性があることから、慎重に行うこと。

- 5 広報記事の発信並びに内容の更新、修正及び削除は、正確かつ迅速に行うこと。
- 6 著作権、商標権、肖像権等の権利を侵害することがないように、掲載する動画、写真、イラスト、音楽等に関して細心の注意を払うこと。
- 7 アカウントのID及びパスワードについて適正に管理すること。
- 8 S N S の運用に際し実施する情報セキュリティに関する運用管理体制、物理的対策、技術的対策その他の事項については、島根県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成17年島根県警察訓令第5号）等を遵守すること。